

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等の一部を改正する省令についてのパブリックコメント

2017年12月28日 厚生労働省老健局老人保健課あて提出

「⑤ 訪問回数の多い利用者への対応」について

訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認・是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回数（※）の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。（居宅介護支援基準第13条関係）

（※）「全国平均利用回数＋2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて10月から施行する。

とありますが、利用者の状態によっては、例えば、居宅において、癌性疼痛等により家事等が困難である場合や認知症によるBPSD等によって家事等を困難である場合等、地域資源では対応が困難なケアがあり、頻回な訪問介護（生活援助中心型）が必要になります。

「全国平均利用回数＋2標準偏差」という基準をもって一律に回数だけをもって判断することは、混乱を招くだけではなく、制度に対する信頼性を損ない、国が掲げる『介護離職ゼロ』の方針に反するものと言えます。また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築とも相反するものであると言えます。

利用者の心身の状況や社会的状況を踏まえない一律の利用制限は、人権と社会正義に反するものであると言えます。